



平成28年4月18日

中小企業の特許出願を15%以上に

～ INPITが全国の中小企業支援を強化 ～

平成28年4月、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、第四期中期目標（平成28～31年度）において特許出願件数に占める中小企業の割合を13%から15%に引き上げることを目標に据え、「知財総合支援窓口」の事業を特許庁から引継ぎ、地方創生に向けて全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業の事業成長を知的財産の権利化及び活用を通じて実現してもらうため、以下の支援メニューを強化します。

●企業の実情に即したワンストップサービス

地域の実情に精通した支援担当者が、中小企業の事業成長を促すよう、中小企業等の個々の実情に応じた適切な支援を行います。

●高度な相談への対応力を強化

弁理士、弁護士等の専門家が、中小企業等の高度な相談や支援要請にお応えします。

●海外展開を支援

営業秘密管理と漏えい防止、海外展開における知財リスク低減等の相談にも応じ、中小企業等が目指すグローバル展開等を積極的に支援します。

●経営支援機関との連携による総合的な支援

「よろず支援拠点」等の地域の中小企業支援機関との連携を深め、知財と経営に関する総合的な支援を行います。

●政府の政策実現を目指す一体的な取組

特許庁が推進する、地域ブランドの育成、新たな職務発明制度の普及、地域における事業プロデュース事業等に協力します。

※INPITは、「インピット」と読みます。

1. 「知財総合支援窓口」の概要

地域経済の活性化やイノベーションを促進するためには、中小企業等の成長が不可欠であり、人材、知財、情報、資金の各方面から支援し、好循環をつくっていく必要があります。

「知財総合支援窓口」（特許庁が平成23年4月に全都道府県に設置）は、知的財産に関する中小企業等からの相談に対し、さまざまな支援を行ってきました。平成27年度に「知財総合支援窓口」に関する事業の運営・管理等の一部が特許庁からINPITに移管され、平成28年4月に、事業の運営・管理主体がINPITに完全に移管されました。

INPITでは、国や地域の中小企業支援機関等との連携を強め、地域の中小企業等の事業または経営上の課題を知的財産の権利化及び活用の面から支援して解決し、地域の中小企

業等の事業成長を促し、地方創生を支援いたします。

2. 「知財総合支援窓口」での新たな支援強化策

(1) 地域企業の実情に即したワンストップ相談機能の強化

- ・地域特性を有する相談に対応できる担当者を新たに配置。
- ・知財活用の重要性について広く周知し理解の促進を図るための担当者を配置。
- ・地域の実情に精通したそれぞれの地域の事業者が複数年にわたり「知財総合支援窓口」の設置・運営を担うことで、地域の中堅・中小・ベンチャー企業等に対し、安定的に知財支援サービスを提供。

(2) 高度な相談や支援要請に応える弁理士、弁護士による支援の強化

- ・中堅・中小・ベンチャー企業等の高度な相談支援要請に応えるため、弁理士・弁護士等の専門家を定期的に配置。
- ・デザイン・ブランド戦略相談に応じる専門家を派遣。
- ・職務発明の社内規定等整備に関する専門家による支援体制を強化。

(3) INPIITの専門相談窓口等との連携による海外展開等の支援

- ・海外展開等に関する専門性の高い相談や横断的な支援を必要とする場合には、INPIITの専門相談窓口（産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口）と連携して対応。

(4) 経営支援機関等との連携による総合的な支援

- ・「よろず支援拠点」等の国や地域の中小企業支援機関等との連携を強化することにより、個別の利用者の相談・支援要請にきめ細かく対応。

(5) 特許庁等をはじめとする政府の知財支援施策の普及と活用の強化

- ・中堅・中小・ベンチャー企業等や中小企業支援機関等へ、政府の知財関連支援施策を積極的に発信するとともに、利用方法等のアドバイスを充実。

(本発表資料のお問い合わせ先)

独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター

地域支援部長 藁谷

担当者：部長代理 伊藤

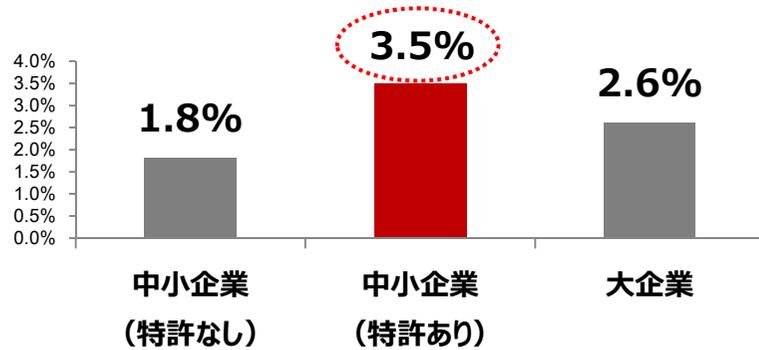
電話：03-3581-1101（内線2412）

03-3503-6051（直通）

経営に寄与する知財活動

知財の有無と売上高営業利益率

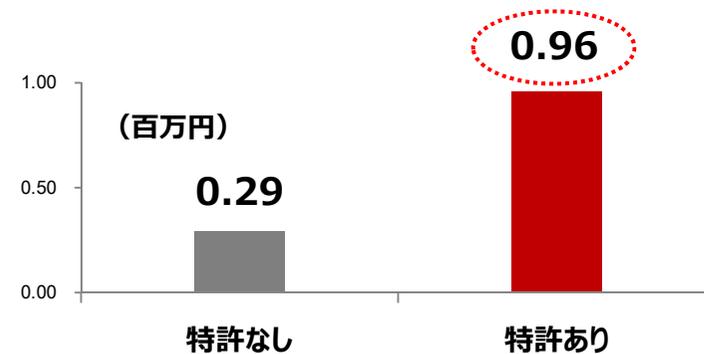
特許権を所有している会社の売上高営業利益率は、所有していない会社よりも高い。さらに、大企業における売上高営業利益率は全産業で2.6%であり、特許権を所有している中小企業の売上高営業利益率は、大企業を上回っている。



(出典)特許庁「中小企業・地域知財支援研究会」資料

知財の有無と従業員一人当たり営業利益

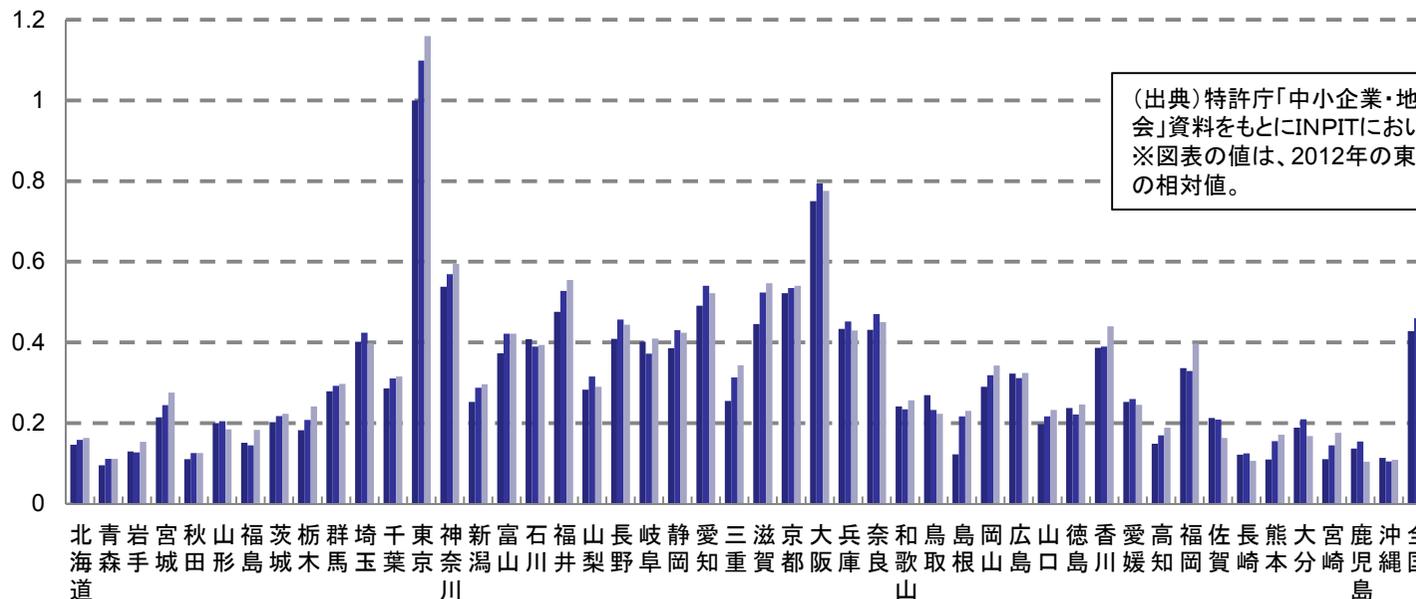
中小企業の従業員一人当たり営業利益は、特許権を所有している会社の同利益が、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の従業員一人当たり営業利益は0.96百万円で、特許権を所有していない会社の0.29百万円よりも大幅に高い。



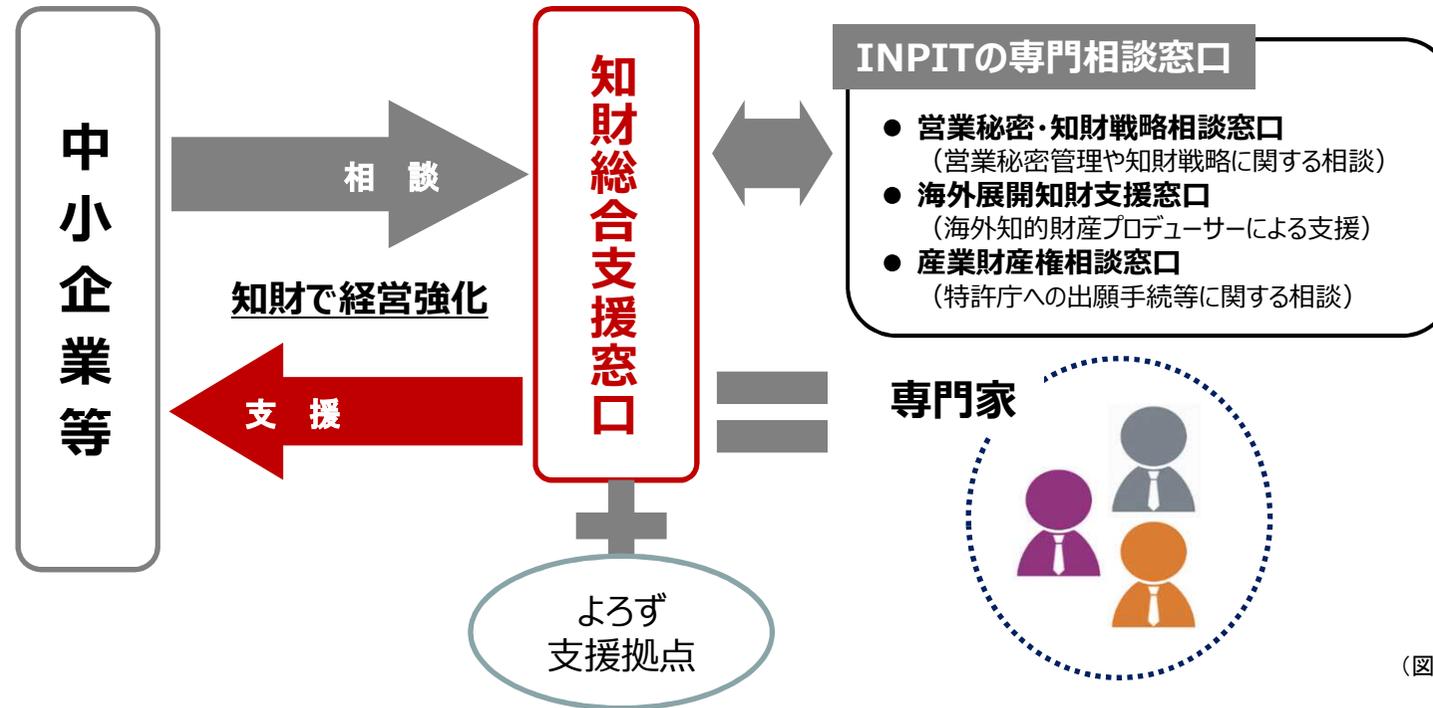
(出典)特許庁「中小企業・地域知財支援研究会」資料

都道府県別の中小企業数に対する特許出願をした中小企業数の割合

■ 2012年 ■ 2013年 ■ 2014年

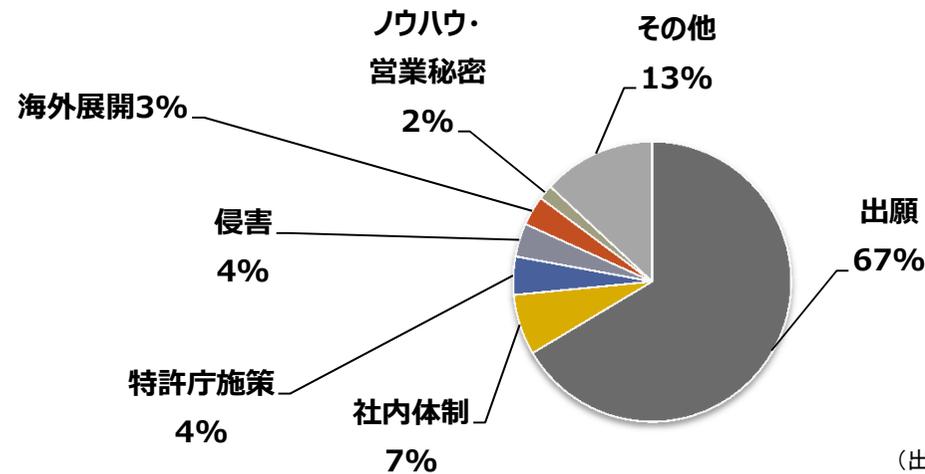


「知財総合支援窓口」によるサポート体制



(図表) INPIT作成

「知財総合支援窓口」の支援内容



(出典) 特許庁「中小企業・地域知財支援研究会」資料